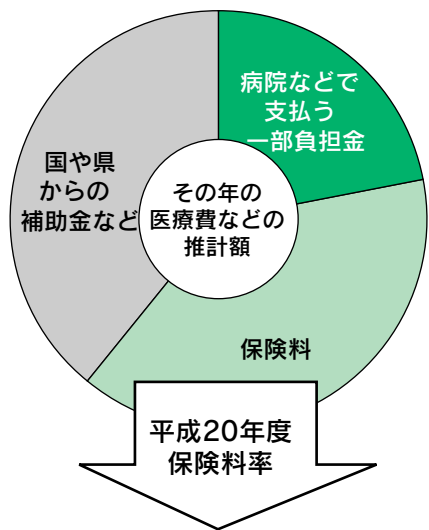


お知らせ

お知らせ



■ 保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計します。そこからみなさんが病院などで支払う一部負担金と国や県からの補助金などを差し引いた分が保険料の必要額になります。必要な保険料を一定のルールに基いて所得割・均等割・平等割に振り分けて料率を決定します。

■ 1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数と料率を掛け、平等割を加算することにより世帯の保険料額が決まります。介護分は40歳から64歳までの人が納めます。

	医 療 分		支 援 金 分	介 護 分
	右の区域以外	浅井支所区域	共 通	共 通
所 得 割	6. 2%	5. 8%	2. 1%	1. 7%
均 等 割	21, 600円	20, 200円	7, 800円	9, 200円
平 等 割	16, 100円	15, 200円	6, 200円	5, 200円
賦 課 限 度 額	470, 000円		120, 000円	90, 000円

※市町合併の特例により、平成20年4月1日に浅井支所区域に住所があった人は、医療分の保険料率が異なります。

保険料の納付

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)に計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付いただきます。また、今年度10月から、公的年金を受給する人からは保険料を直接徴収させていただきますこととなります。

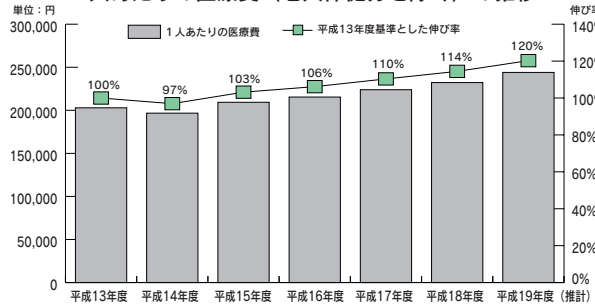
一定の所得以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減(※左図)しています。軽減額は、前年度の所得をもとに判定しています。市への申告をされない場合は、軽減措置が受けられませんのでご注意ください。

保険料の軽減

	対 象 世 帯
7割軽減	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円以下の世帯
5割軽減	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯
2割軽減	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯

■お問合せ先
国保事業に関することは
保険医療課(☎6512)
保険料改正に関することは
税務課(☎6508)

一人あたりの医療費(老人保健分を除く)の推移



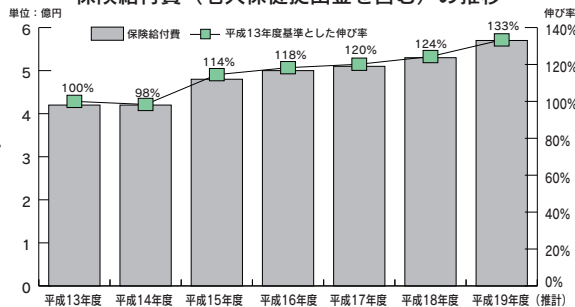
■表1：医療費の推移

平成13年度からの6年間で、ほぼ20%上昇しています。平均すると3%程度の伸びですが、19年度は6%近い伸びになっており、今後はこの伸び率がさらに上昇することが予想されます。

国民健康保険(国保)は、いざという時に安心して医療が受けられるよう、加入者がふだんから保険料を出し合ってお互いに助け合う制度です。勤めておられる人やその扶養家族を除くすべての人が加入する公的医療保険として、国民皆保険制度の基盤として大きな役割を果たしています。しかし、近年、急速な高齢化の進展や医療の高度化により、国保の医療費(※表1)は年々増加の一途をたどり、それに伴い国民健康保険の給付費(※表2)も増え続けています。

これまでは加入者の負担をできる限り抑えるため、国民健康保険財政の繰越金や財政調整基金を取り崩して収入を確保してきましたが、財政調整基金は最低限必要な額(※表3)を残すのみとなっています。

保険給付費(老人保健拠出金を含む)の推移



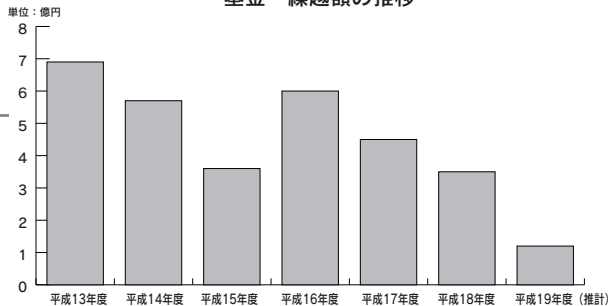
■表2：保険給付費の推移

平成13年度との比較で33%の伸びとなっています。特に平成19年度は、9%(約3億9,000万円)と大幅な伸びで、平成20年度についてはさらに5%程度上昇することが予想されています。

現状をお知らせしたとおり、このままでは国保事業の健全運営は難しく、今後ますます増えると思われる医療費に見合う保険料収入を確保する必要があるため、やむを得ず7年ぶりに医療分の料率を改正することになりました。

また、これまでは、保険料率の一つとして、「資産割」(固定資産税の20%※浅井支所区域は27%)で保険料を徴収していましたが、資産の有無で負担格差を設けることは適当でないとのご意見が多く、今年度から廃止しました。さらに、本年4月から開始された「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)への後期高齢者支援金分を明示して保険料を負担していただくことになりました。

基金・繰越額の推移



■表3：基金および繰越額の推移

平成13年度には3市町で7億円近い基金・繰越金がありましたが、平成19年度決算見込みでは約1億2,000万円になる見込みです。平成19年度の単年度決算では、実質2億2,000万円の歳入不足となっています。